

一般社団法人日本私立看護系大学協会 役員候補者選出規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(選挙の公示) 第10条 選挙管理委員会委員長は、投票の2ヶ月前までに、役員選挙を公示する。</p>	<p>(選挙の公示) 第10条 選挙管理委員会委員長は、選挙実施の3ヶ月前までに、役員選挙を公示する。</p>	変更	選挙実施を明確に示し、実際のスケジュールに合わせて定める。
<p>附 則 この規程は、平成29年7月15日から施行する。 平成29年7月14日に選任された理事の任期は平成30年度総会までとし、既に就任している理事については平成30年度総会までとする。 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、2019年5月26日から施行する。 附 則 この規程は、2020年1月26日から施行する。 附 則 この規程は、2021年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、2023年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、2023年7月30日から施行する。 附 則 この規程は、2023年11月26日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成29年7月15日から施行する。 平成29年7月14日に選任された理事の任期は平成30年度総会までとし、既に就任している理事については平成30年度総会までとする。 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、2019年5月26日から施行する。 附 則 この規程は、2020年1月26日から施行する。 附 則 この規程は、2021年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、2023年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、2023年7月30日から施行する。</p>	変更	理事会の翌日の施行日

一般社団法人日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(選挙管理委員会) 第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員を委嘱された3名の正会員により構成される。 2 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選により定める。 3 選挙管理委員は、被選挙人を兼ねることができる。ただし、所属する当該地区及び監事の開票に立会うことができない。</p>	<p>(選挙管理委員会) 第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員を委嘱された3名の正会員により構成される。 2 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選により定める。 3 選挙管理委員は、被選挙人を兼ねることができる。ただし、所属する当該地区および監事の開票に立会うことができない。</p>	変更	「および」は他の規程と合わせて漢字に統一する。

一般社団法人日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>2 選挙管理委員会は次の業務を行う。</p> <p>(1) 選挙に関する公示</p> <p>① 理事会で決定された地区 毎に選出すべき理事・監事の数を確認する。</p> <p>② 選挙日程を定め正会員へ公示する。</p> <p>③ 選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、被選挙人名簿を選挙人に提示する。名簿には、氏名、所属校、役職を記載する。</p> <p>④ 理事候補者の選挙人・被選挙人名簿は、役員候補者選出規程第4条に定める区分け毎に作成する。</p> <p>⑤ 監事候補者の選挙人・被選挙人名簿は役員候補者選出規程第8条により作成する。</p> <p>(2) 候補者獲得票数の確定</p> <p>① 投票総数を確認する。</p> <p>② 候補者毎に得票の集計を行う。</p> <p>(3) 選挙結果の報告</p> <p>① 役員候補者に当選の旨を通知し、その承諾を得る。候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。</p> <p>② 補欠監事候補者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>③ 理事次点者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>④ 選出された役員候補者及び補欠監事候補者の名簿を理事会に提出し、理事次点者を理事会に報告する。</p>	<p>2 選挙管理委員会は次の業務を行う。</p> <p>(1) 選挙に関する公示</p> <p>① 理事会で決定された地区 <u>ごと</u>に選出すべき理事・監事の数を確認する。</p> <p>② 選挙日程を定め正会員へ公示する。</p> <p>③ 選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、被選挙人名簿を選挙人に提示する。名簿には、所属校、役職、<u>氏名</u>を記載する。</p> <p>④ 理事候補者の選挙人・被選挙人名簿は、役員候補者選出規程第4条に定める区分け<u>ごと</u>に作成する。</p> <p>⑤ 監事候補者の選挙人・被選挙人名簿は役員候補者選出規程第8条により作成する。</p> <p>(2) 候補者獲得票数の確定</p> <p>① 投票総数を確認する。</p> <p>② 候補者<u>ごと</u>に得票の集計を行う。</p> <p>(3) 選挙結果の報告</p> <p>① 役員候補者に当選の旨を通知し、その承諾を得る。候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。</p> <p>② 補欠監事候補者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>③ 理事次点者にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>④ 選出された役員候補者及び<u>監事補欠者</u>の名簿を理事会に提出し、理事次点者を理事会に報告する。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>「ごと」は他の規定と合わせて漢字に統一する。</p> <p>実際の名簿と同じ順番に変更</p> <p>誤植</p>

一般社団法人日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>附 則 この規程は、平成29年7月15日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、2020年1月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、2021年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、2023年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成29年7月15日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、2020年1月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、2021年4月1日から施行する。</p>	<p>変更</p>	

一般社団法人日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員を委嘱された3名の正会員により構成される。</p> <p>2 選挙管理委員は、理事会が正会員の中から選出することとし、任期中に正会員でなくなった場合においても任期満了まで選挙管理委員の資格を有するものとする。</p> <p>3 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選により定める。</p> <p>4 選挙管理委員は、被選挙人を兼ねることができる。ただし、所属する当該地区及び監事の開票に立会うことができない。</p>	<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員を委嘱された3名の正会員により構成される。</p> <p>2 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選により定める。</p> <p>3 選挙管理委員は、被選挙人を兼ねることができる。ただし、所属する当該地区及び監事の開票に立会うことができない。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>選挙管理委員会は選挙実施の前年度に発足することから、選挙実施年度に正会員であることを委嘱の時点で確定させることは、困難であるため定める。</p> <p>以下第2項の新設による附番の変更</p>
<p>(選挙管理委員会の任期)</p> <p>第3条 選挙管理委員の任期は、理事会により委嘱された日から、役員候補者名簿を理事会へ提出する日までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 選挙管理委員の任期は、理事会により委嘱された日から、役員候補者名簿を理事会へ提出する日までとする。</p>	<p>変更</p>	<p>後条に立会人の任期を4条で定めるため、条名を変更する。</p>

一般社団法人日本私立看護系大学協会 選挙管理委員会規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(立会人)</p> <p>第4条 選挙の立会を行う立会人1名は、理事会が正会員の中から選挙管理委員とは別に選出することとし、理事会により委嘱された日から選挙終了時までの間に正会員でなくなった場合においても選挙終了時まで立会人の資格を有するものとする。</p>		変更	立会人と選挙管理委員会の関係を明確にし、任期は選挙管理委員と同様に定める。
<p>(任務)</p> <p>第5条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行なわれるように配慮しなければならない。</p>	<p>(任務)</p> <p>第4条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行なわれるように配慮しなければならない。</p>	変更	4条新設による附番の変更
<p>(選挙管理委員会の事務)</p> <p>第6条 選挙管理委員会の事務は、本法人事務局が行う。 2 本法人事務局は、投票データを厳重に保管する。 3 投票データの保管期間は、2年とする。</p>	<p>(選挙管理委員会の事務)</p> <p>第5条 選挙管理委員会の事務は、本法人事務局が行う。 2 本法人事務局は、投票データを厳重に保管する。 3 投票データの保管期間は、2年とする。</p>	変更	4条新設による附番の変更
<p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。</p>	<p>(改廃)</p> <p>第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。</p>	変更	4条新設による附番の変更
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年7月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2020年1月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2021年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2023年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2023年11月25日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年7月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2020年1月26日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2021年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2023年4月1日から施行する。</p>	変更	理事会の施行日

一般社団法人日本私立看護系大学協会 委員会規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、当該事業担当理事により推薦された会員校教職員又は学識経験者を委員として会長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、定時社員総会の日から翌年の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員は、原則として無報酬とする。</p> <p>4 委員の氏名は、原則として公開する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、当該事業担当理事により<u>構成し、必要に応じ、理事会で推薦された</u>会員校教職員又は学識経験者を委員として会長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、定時社員総会の日から翌年の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員は、原則として無報酬とする。</p> <p>4 委員の氏名は、原則として公開する。</p>	変更	委員は理事の所属校から選出される場合が多いが、役員交代のある年度は委員の依嘱時期が理事会開催時には間に合わないため、現状に合わせ変更する。
<p>附 則</p> <p>この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 29 年 11 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 29 年 11 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。</p>	変更	

一般社団法人日本私立看護系大学協会 事業活動会計取扱い規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(経費)</p> <p>第3条 事業活動にかかる会計は</p>	<p>(経費)</p> <p>第3条 事業活動にかかる会計は</p>		

一般社団法人日本私立看護系大学協会 事業活動会計取扱い規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>本法人経理規程に準じて本法人事務局が行う。</p> <p>2 事業活動予算は、以下のものからなる。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p> <p>(9) 助成費:助成事業の採択により支払う助成金</p>	<p>本法人経理規程に準じて本法人事務局が行う。</p> <p>2 事業活動予算は、以下のものからなる。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p> <p>(9) <u>研究助成費:研究助成金</u></p>	変更	経理規程施行細則の改正に伴う変更
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。</p>	変更	

一般社団法人日本私立看護系大学協会 研究助成事業規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(選考委員会)</p> <p>第 5 条 研究助成金の給付候補者を選考するため、一般社団法人日本私立看護系大学協会委員会規程第 2 条第 1 項第 2 号に規定する研究活動委員会内に選考委員会を設ける。</p> <p>2 選考委員は、会員校の教員より選出する。ただし理事は選考委員を兼ねることができない。</p> <p>3 選考委員は、研究活動委員会の推薦を受け理事会が選任する。</p> <p>4 選考委員の任期は、1 期 2 年とし2 期までとする。</p> <p>5 選考委員会は、委員以外のものに専門的意見を求めることができる。</p> <p>6 選考委員会は、審査経緯及び審査結果を研究活動委員会に報告</p>	<p>(選考委員会)</p> <p>第 5 条 研究助成金の給付候補者を選考するため、一般社団法人日本私立看護系大学協会委員会規程第 2 条第 1 項第 2 号に規定する研究活動委員会内に選考委員会を設ける。</p> <p>2 選考委員は、<u>若干名で構成され、理事、正会員及び会員校の教員より選出する。</u></p> <p>3 選考委員は、<u>第 2 条の事業ごとに若干名で構成され、選考委員長は本事業担当理事がその任に当たる。</u></p> <p>4 選考委員の任期は、<u>2 年とし、再任を妨げないが、原則として 3 期にわたって継続することはできない。</u></p> <p>5 選考委員会は、委員以外のものに専門的意見を求めることができる。</p> <p>6 選考委員長は、<u>選考経緯及び結果を理事会に報告し、理事会が給</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>利益相反を避けるため、理事は選考委員を兼務できないようにする</p> <p>選考委員と研究活動委員会、理事会の関係を定める</p> <p>分かりやすい文へ修文</p> <p>選考委員会と研究活動委員会の関係を定める</p>

一般社団法人日本私立看護系大学協会 研究助成事業規程 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>する。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>付対象者を決定する。</u></p> <p><u>7 社員総会において選考結果を報告する。</u></p>	削除	一般社団法人法に定められているため削除
<p>(給付対象者の決定)</p> <p>第6条 研究活動委員会は、審査結果を基に作成した採択候補者一覧を理事会に提出し、理事会が給付対象者を決定する。</p>		変更	研究活動委員会と理事会の関係を定めるため新設する
<p>(細則)</p> <p>第7条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。</p>	<p>(細則)</p> <p>第6条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。</p>	変更	第6条新設による附番の変更
<p>(改廃)</p> <p>第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。</p>	<p>(改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。</p>	変更	第6条新設による附番の変更
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成14年11月2日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2022年11月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2023年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成14年11月2日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2022年11月28日から施行する。</p>	変更	

一般社団法人日本私立看護系大学協会 研究助成事業施行細則 新旧対照表

新	旧	削除・変更	備考
<p>(件数)</p> <p>第3条 研究助成の件数は、次のとおりであり、会員校あたり各助成1件の申請を受け付ける。</p> <p>(1) 看護学研究奨励賞 20 件程度</p> <p>(2) 若手研究者研究助成 15 件程度</p> <p>(3) 国際学会発表助成 10 件程度</p>	<p>(件数)</p> <p>第3条 研究助成の件数は、次のとおりであり、会員校あたり各助成1件の申請を受け付ける。</p> <p>(1) 看護学研究奨励賞 <u>10</u> 件程度</p> <p>(2) 若手研究者研究助成 <u>10</u> 件程度</p> <p>(3) 国際学会発表助成 <u>5</u> 件程度</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>件数の変更</p> <p>看護学研究奨励賞 10 件から 20 件</p> <p>若手研究者研究助成 10 件から 15 件</p> <p>国際学会発表助成 5 件から 10 件</p>
<p>附 則</p> <p>この施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2020 年 12 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2021 年 11 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2022 年 11 月 28 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2023 年 11 月 26 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2020 年 12 月 26 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2021 年 11 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この施行細則は、2022 年 11 月 28 日から施行する。</p>	<p>変更</p>	